

平成十四年内閣府令第七十六号

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令

第七号、第三項、第一百五十六条の六第二項及び第三項、第一百五十六条の七第二項第七号、第一百五十六条の十一、第一百五十六条の十二、第一百五十六条の十三、第一百五十六条の十八、第一百五十六条の十九並びに第一百八十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、証券取引清算機関等に関する内閣府令を次のように定める。

次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 金融商品取引清算機関（第四条—第二十八条）

第三章 外国金融商品取引清算機関（第二十九条—第三十七条）

第四章 金融商品取引清算機関と他の金融商品取引清算機関等との連携（第三十八条—第四十六条）

第五章 雜則（第四十七条—第五十条）

附則 第一章 総則

（定義）

第一条 この府令において「有価証券」、「金融商品取引業者」、「金融商品取引所」、「市場デリバティブ取引」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」又は「商品市場開設金融商品取引所」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、金融商品取引業者、金融商品取引所、市場デリバティブ取引、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、証券金融会社又は商品市場開設金融商品取引所をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 商品関連市場デリバティブ取引 法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。

二 商品 法第二条二十四項第三号の三に規定する商品をいう。

三 対象取引 法第二条第二十八項に規定する対象取引をいう。

四 役員 法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。

五 金融商品債務引受業等 法第一百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。

六 対象議決権 法第一百五十六条の五の三第一項に規定する対象議決権をいう。

七 清算参加者 法第一百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。

八 清算預託金 法第一百五十六条の十一に規定する清算預託金をいう。

九 連携清算機関等 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携清算機関等をいう。

十 連携金融商品債務引受業 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務をいう。

十一 認可金融商品取引清算機関 法第一百五十六条の二十の十六第三項に規定する認可金融商品取引清算機関をいう。

十二 連携契約書 法第一百五十六条の二十の十七第二項第一号に規定する連携契約書をいう。

（訳文の添付）

第二条 法（第五章の三及び第一百八十八条（金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者又は外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができるものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

（外国通貨又は暗号資産若しくは電子決済手段の換算）

第三条 法又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）若しくは電子決済手段（同条第五項に規定する電子決済手段をいう。）をもつて金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

第二章 金融商品取引清算機関

（免許申請書の経由）

第四条 法第一百五十六条の三第一項の規定により免許申請書を提出しようとする者は、当該免許申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

第五条 法第一百五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 免許申請者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号及び第四十八条第二項第五号において同じ。）の百分の十以上の数の議決権を保有している株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（免許申請者の総株主の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（免許申請者が総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役。以下この号及び次号並びに第二十四条第二項第二号ロにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第二号イからヘまで又は第一百五十六条の十四第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

四 取締役の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第一百五十六条の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからヘまで又は第一百五十六条の十四第一項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

六 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて法第一百五十六条の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

七 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに法第一百五十六条の十四第一項第一号に該当する者のある会社に該当しない旨を誓約する書面

八 取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）の担当業務を記載した書面

- 九 金融商品債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面
- 十 事務の機構及び分掌を記載した書面
- 十一 金融商品債務引受業において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 十二 その他法第一百五十六条の四第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面（免許申請書に添付すべき電磁的記録）
- 第六条** 法第一百五十六条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
- （取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）
- 第七条** 法第一百五十六条の五の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 信託業（信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として取得し、又は所有する金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。第十八条、第十九条第一項及び第二十五条を除き、以下この章において同じ。）の株式に係る議決権（当該信託業を営む者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなるものを除く。）
- 二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有し、又は有することとなる場合における当該法人が取得し、又は所有する金融商品取引清算機関の株式に係る議決権
- 三 金融商品取引清算機関の役員又は従業員が当該金融商品取引清算機関の他の役員又は従業員と共同して当該金融商品取引清算機関の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該金融商品取引清算機関が会社法第二百五十六条第一項（同法第二百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者に委託して行つた場合に限る。）において当該取得をした金融商品取引清算機関の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該金融商品取引清算機関の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなるものを除く。）
- 四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する金融商品取引清算機関の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権
- 五 金融商品取引清算機関が自己の株式の消却を行つたために取得し、又は所有する当該金融商品取引清算機関の株式に係る議決権（対象議決権保有届出書の提出等）
- 六 法第一百五十六条の五の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙
- 第七条 法第一百五十六条の五の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙
- 第八条 法第一百五十六条の五の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙
- 第九条 法第一百五十六条の五の三第一項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。
- 一 役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて金融商品取引清算機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、当該金融商品取引清算機関の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

- 二 金融商品取引清算機関に対して重要な融資を行つてること。
- 三 金融商品取引清算機関との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。
- 四 その他金融商品取引清算機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができることが推測される事が存在すること。
- 五 認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。（主要株主に係る認可の申請）
- 一 商号若しくは名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所又は保有しようとする法人次に掲げる書類
- 二 法人であるときは、代表者の氏名
- 三 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（法第二百五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この項において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人次に掲げる書類
- イ 当該対象議決権を取得し、又は保有しようとする理由を記載した書面
- ロ 当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあつては、当該書類に相当する書類）
- 二 金融商品取引清算機関の株式を記載した書面
- （1） 定款
- （2） 登記事項証明書
- （3） 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含み、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- （i） 精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （ii） 法第八十二条第二項第三号イから hasta donde el texto original lo permite.
- （4） 当該法人の総株主等の議決権の百分の五を超える議決権を保有している者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体であるときは、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及びその行つている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
- （5） 認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）において同じ。の決議を要するものである場合にあつては、株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- （6） 当該金融商品取引清算機関の対象議決権の保有に係る体制を記載した書類
- （7） 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
- （8） 当該金融商品取引清算機関の対象議決権の数及び保有割合並びに認可後に取得し、又は保有しようとする当該金融商品取引清算機関の対象議決権の数及び保有割合を記載した書面
- （9） その保有する当該金融商品取引清算機関の対象議決権の数及び保有割合並びに認可後に取得し、又は保有しようとする当該金融商品取引清算機関の対象議決権の数及び保有割合を記載した書面

- 二 株主総会（会員金融商品取引所にあつては、総会）の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面）
- 三 最終事業年度に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）並びに当該決議時における資産及び負債の内容を明らかにした書面
- 四 金融商品債務引受業の結了の方法を記載した書面
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書面
- （金融商品取引所による金融商品債務引受業等の承認の申請）
- 第二十六条** 法第一百五十六条の十九第一項の承認を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 承認を受けようとする業務の種類
 - 二 当該業務の開始予定年月日
 - 三 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 業務方法書
 - 二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
 - 三 当該業務の開始後三年間における收支の見込みを記載した書面
 - 四 （商品市場開設金融商品取引所による商品取引債務引受業等の承認の申請）
（商品市場開設金融商品取引所による商品取引債務引受業等の承認の申請）
は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
 - 一 承認を受けようとする業務の種類
 - 二 当該業務の開始予定年月日
 - 三 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 当該業務の内容及び方法を記載した書面
 - 二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
 - 三 当該業務の運営に関する社内規則
 - 四 当該業務の開始後三年間における收支の見込みを記載した書面 - 五 （承認を受けた商品取引債務引受業等の廃止の届出）
（承認を受けた商品取引債務引受業等の廃止の届出）
は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。
 - 一 当該業務を廃止した理由
 - 二 当該業務を廃止した年月日

第三章 外国金融商品取引清算機関

（免許申請書の経由）

- 第二十九条** 法第一百五十六条の二十の三第一項の規定により免許申請書を提出しようとする者は、当該免許申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。
- （免許申請書の添付書類）

（免許申請書の添付書類）

- 若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書類
- 二 親法人（免許申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（免許申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面
- 三 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が次のいづれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

イ 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- ロ 法第八十二条第二項第三号イからまでのいずれかに該当する者
- 四 国内の事務所に駐在する役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第一百五十六条の二十一の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 五 国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに国内における代表者が第三号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面
- 六 国内における代表者の旧氏及び名を当該代表者の氏名に併せて法第一百五十六条の二十の三第一項の免許申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該代表者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 七 役員又は国内における代表者のうちに第三号イに該当する者のある者に該当しない旨を誓約する書面
- 八 業務を執行する役員の担当業務を記載した書面
- 九 金融商品債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面
- 十 事務の機構及び分掌を記載した書面
- 十一 金融商品債務引受業において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 十二 法人の登記事項証明書（これに準ずるもの）を含む。
- 十三 外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十九条の四の四第一項に定める期間を経過していること、又は同条第二項に定める場合に該当することを証する書面
- 十四 免許申請者が所在する国における金融商品債務引受業と同種類の業務に関する法規を記載した書類
- 十五 その他法第一百五十六条の二十の四第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面
- （免許申請書に添付すべき電磁的記録）
- 二 令第十九条の四の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
- 第三十二条** 令第十九条の四の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される業務自体で金融商品債務引受業と同種類の業務を行うことができるとの認められる場合とする。
- （業務方法書の記載事項）
- 第三十三条** 法第一百五十六条の二十の六第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十七項第一号に係るものに限る。）を行なう清算参加者と顧客の間の基本契約においては、顧客が清算参加者を代理して対象取引を成立させようとするときは、当該顧客が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨
- 二 清算参加者が外国金融商品取引清算機関に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産を定める場合にあつては、当該財産及びその管理方法に関する事項

(定款又は業務方法書の変更の認可の申請)

第三十四条 法第一百五十六条の二十の十の認可を受けようとする外国金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 予定年月日

三 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書については、第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

四 定款(金融商品債務引受業に係る部分に限る)又は業務方法書の新旧対照表

二 株主総会に準ずる機関の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 その他参考となる書類

(定款又は業務方法書の変更の認可の基準)

第三十五条 金融庁長官は、法第一百五十六条の二十の十の規定に基づく認可の申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に運営するために十分な清算参加者の審査しなければならない。

(資本金の額等の変更の届出)

第三十六条 法第一百五十六条の二十の十一の規定により届出を行う外国金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更年月日

三 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第一百五十六条の二十の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更 第三十条第十

二 号に掲げる書類

二 法第一百五十六条の二十の三第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

二 イ 第三十条第三号、第八号及び第十二号に掲げる書類

ロ 国内の事務所に駐在する役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて前項の届出書に記載

した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

三 法第一百五十六条の二十の三第一項第六号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

三 イ 第三十条第五号及び第十二号に掲げる書類

ロ 国内における代表者の旧氏及び名を当該代表者の氏名に併せて前項の届出書に記載した場

合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該代表者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 法第一百五十六条の二十の三第一項第七号に掲げる事項の変更 第三十条第十号に掲げる書類(金融商品債務引受業の廃止の認可の申請)

二 株主総会又は取締役会に準ずる機関の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 最終事業年度に係る貸借対照表(関連する注記を含む)及び損益計算書(関連する注記を含む)並びに金融商品債務引受業に係る資産及び負債の内容を明らかにした書面

四 金融商品債務引受業の結了の方法を記載した書面

五 その他参考となるべき事項を記載した書面

第四章 金融商品取引清算機関と他の金融商品取引清算機関等との連携

(連携金融商品債務引受業務となる行為)

第三十八条 法第一百五十六条の二十の十六第一項に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第一百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の対象取引に係る清算参加者の債務及び該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務は第三者に負担させる行為

二 法第一百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の対象取引に係る清算参加者の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務を第三者に負担させ、かつ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務を自らが負担する行為

三 法第一百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の対象取引に係る清算参加者の債務を自らが負担し、その負担した当該清算参加者の債務を第三者に負担させ、かつ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務を第三者に負担させ、その負担させた当該清算参加者の相手方の債務を自らが負担する行為

四 前二号に掲げるもののほか、法第一百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の対象取引に係る清算参加者と清算参加者の相手方との間で生じた当該対象取引に係る清算参加者の債務を第三者に負担させ、当該対象取引に係る清算参加者の相手方の債務は自らが負担する行為

第三十九条 法第一百五十六条の二十の十七第一項の規定により認可申請書を提出しようとする金融商品取引清算機関は、当該認可申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。(認可申請書の添付書類)

第四十条 法第一百五十六条の二十の十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 清算参加者及びその相手方の要件に関する事項

二 連携金融商品債務引受業務として行う引受け、更改その他の方法による債務の負担及びその履行に関する事項

三 清算参加者及びその相手方の債務の履行の確保に関する事項

四 法第一百五十六条の二十の十七第二項第三号ハに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(連携清算機関等の業務方法書(これに準ずるもの)を含み、連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。第四十八条第八項第一号において同じ。)に記載されているものを除く。)とする。

一 清算参加者の相手方の要件に関する事項

二 連携清算機関等の業務(連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。)として行う引受け、更改その他の方法による債務の負担及びその履行に関する事項

三 清算参加者の相手方の債務の履行の確保に関する事項

四 清算参加者の相手方が連携清算機関等に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産を定める場合にあつては、当該財産及びその管理方法に関する事項

五 連携清算機関等の業務(連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。)を管理する責任者の氏名及び役職名(連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。)を行なう部署の名称

六 連携清算機関等の業務(連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。)を行なう部署の名称及び組織の体制

七 法第一百五十六条の二十の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 連携清算機関等において連携金融商品債務引受業務に係る業務を行うことを決議した株主総

会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。)の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

二 連携清算機関等が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関以外の者であるとき

は、次に掲げる書類

イ 連携清算機関等の総株主等の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している者の氏名

又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ロ 親法人（連携清算機関等の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（連携清算機関等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

ハ 連携清算機関等の役員の履歴書（連携清算機関等の役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び国内に連携清算機関等の事務所がある場合にあつては、当該事務所に駐在する役員の住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに連携清算機関等の役員が次のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

（1）精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（2）法第八十二条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当する者

ニ 国内の連携清算機関等の事務所に駐在する役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第一百五十六条の二十の十七第一項の認可申請書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないとときは、当該旧氏及び名を証する書面

ホ 連携清算機関等がその役員のうちにハ（1）に該当する者ある者に該当しない旨を誓約する書面

ヘ 連携清算機関等の業務を執行する役員の担当業務を記載した書面

ト 連携清算機関等の連携金融商品債務引受業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

チ 連携清算機関等の事務の機構及び分掌を記載した書面

リ 連携清算機関等がその業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

ヌ 連携清算機関等が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから令第十九条の四の五第一項に定める期間を経過していること、又は同条第二項に定める場合に該当することを証する書面

ヲ 連携清算機関等が所在する国における金融商品債務引受業と同種類の業務に関する法制を記載した書類

ミ その他法第一百五十六条の二十の十八第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

（認可申請書に添付すべき電磁的記録）
（分割又は事業の譲渡）

第四十一条 法第一百五十六条の二十の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

第四十二条 令第十九条の四の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される業務自体で金融商品債務引受業と同種類の業務を行うことができると認められる場合とする。（変更の認可の申請）

第三 条 法第一百五十六条の二十の二十一第一項の認可を受けようとする認可金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更予定期日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第一百五十六条の二十の十七第二項第一号又は第一号に掲げる書類に記載した事項を変更しようとする場合にあつては、当該書類の新旧対照表

二 その他参考となる書類
(変更の認可の基準)

第四十四条 金融庁長官は、法第一百五十六条の二十の二十一第一項の規定に基づく認可の申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、連携金融商品債務引受業務及び連携清算機関等の業務（連携金融商品債務引受業務に係るものに限る。）を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

（変更の届出）

第四十五条 法第一百五十六条の二十の二十一第二項の規定により届出を行う認可金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 记載の内容

二 记載の年月日

三 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第一百五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハまでに掲げる事項の変更 第四十一条第三項第二号又は掲げる書類

二 法第一百五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 第四十一条第三項第二号ハ、ヘ及びニに掲げる書類

ロ 国内の連携清算機関等の事務所に駐在する役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、イの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないとときは、当該旧氏及び名を証する書面

三 法第一百五十六条の二十の十七第二項第三号ロ又はハに掲げる書類に記載した事項の変更 当該書類の新旧対照表及び変更後の当該書類

（廃止の届出）

第四十六条 法第一百五十六条の二十の二十一第三項の規定により届出を行う認可金融商品取引清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 連携金融商品債務引受業務の廃止の年月日

二 連携金融商品債務引受業務の廃止の理由

第五章 雜則
(業務方法書に基づく規則の届出)

第四十七条 金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関は、業務方法書に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

（金融商品取引清算機関の業務に関する提出書類）

第四十八条 金融商品取引清算機関は、法第一百八十八条の規定に基づき、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告を、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 会社法第四百三十五条第二項の附属明細書

二 清算預託金その他の清算参加者が金融商品取引清算機関に対し債務の履行を担保するため預託する金銭その他の財産の明細表

三 取引証拠金明細表（市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関に限る。）

四 その他諸勘定明細表

<p>五 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>3 金融商品取引所が法第百五十六条の十九第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けて金融商品取引清算機関として業務を行う場合にあっては、当該金融商品取引所は、第一項の期間内に、前二項に掲げる書類又はこれに相当する書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出したときは、前二項の規定にかかるらず、当該各項に掲げる書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出することを要しない。</p> <p>4 金融商品取引清算機関は、次の各号に掲げる事実（次項において「事故」という。）が発生した場合には、法第百八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなければならない。</p> <p>一 取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役又は使用人がその業務を執行するに際し、法令又は業務方法書（認可金融商品取引清算機関にあっては、連携契約書を含む。）に違反する行為をしたこと。</p> <p>二 電子情報処理組織の故障その他偶發的な事情による金融商品債務引受け業の全部又は一部の停止</p> <p>5 金融商品取引清算機関は、前項の規定により報告した事故の詳細が判明した場合には、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。</p>
<p>一 事故の詳細</p> <p>二 事故の改善策</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p>四 事故の詳細</p> <p>五 事故の改善策</p> <p>六 事故の改善策</p> <p>七 事故の改善策</p> <p>八 事故の改善策</p> <p>九 事故の改善策</p>
<p>2 前項の規定により提出する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 清算参加者が外国金融商品取引清算機関に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産の明細表</p> <p>二 外国金融商品取引清算機関の総株主等の議決権の百分の十以上の数の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面</p> <p>3 第百八十八条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事実（次項において「事故」という。）が発生した場合には、法第百八十八条の規定により、直ちに、その旨を金融庁長官に報告しなければならない。</p> <p>一 一役員、国内における代表者又は使用人がその金融商品債務引受け業に係る業務を執行するに際し、法令又は業務方法書に違反する行為をしたこと。</p> <p>二 電子情報処理組織の故障その他偶發的な事情による金融商品債務引受け業の全部又は一部の停止</p> <p>4 外国金融商品取引清算機関は、前項の規定により報告した事故の詳細が判明した場合には、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 事故の詳細</p> <p>二 事故の改善策</p> <p>三 事故の改善策</p> <p>四 事故の改善策</p> <p>第五十条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第百五十六条の六第二項ただし書の承認又は法第百五十六条の十二、第一百五十六条の十二の三第三項、第一百五十六条の十八、第一百五十六条の二十、第一百五十六条の二十の十五若しくは第一百五十六条の二十の二十一第一項の認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百五十六条の二若しくは第一百五十六条の二十の二の免許、法第百五十六条の五の五第一項若しくは第四項ただし書若しくは第一百五十六条の二十の十六第一項の認可又は法第百五十六条の十九第一項若しくは第二項の承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>二 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一 当該申請を補正するためには要する期間</p> <p>二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するためには要する期間</p> <p>三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するためには要する期間</p> <p>附 則</p> <p>この府令は、平成十五年一月六日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一五年三月二八日内閣府令第一八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成一六年一月三〇日内閣府令第三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この府令は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成一八年四月二〇日内閣府令第四九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この府令は、会社法の施行の日から施行する。</p> <p>第一条 この府令は、証券取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置</p> <p>第四十九条 外国金融商品取引清算機関は、法第百八十八条の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書その他当該外国金融商品取引清算機関の業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類を、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>二 事故の改善策</p> <p>三 その他必要な事項</p> <p>（外国金融商品取引清算機関の業務に関する提出書類）</p> <p>第十五条 施行日前に終了した事業年度に係る第二十二条の規定による改正後の証券取引清算機関等に関する内閣府令第十四条の書類については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 （平成一九年八月七日内閣府令第五六号）抄</p>

附 則（令和五年一二月二七日内閣府令第八七号）
この府令は、公布の日から施行する。

- 第一条** この府令は、平成十九九年九月三十日から施行する。
附 則（平成二二年一月一九日内閣府令第四九号）抄
 1 この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二二年一二月二七日内閣府令第五五号）抄

- 第一条** この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

- 第二条** この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則（平成二四年七月一一日内閣府令第四九号）抄

- 第一条** この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二六年二月二六日内閣府令第一一号）抄

- 第一条** この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年三月十一日）から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二七年四月二八日内閣府令第三七号）抄

- 第一条** この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二八年三月一日内閣府令第九号）抄

- 第一条** この府令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成元年六月二十四日内閣府令第一四号）抄

- 第一条** この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（施行期日）
附 則（令和元年一月二一日内閣府令第四一号）抄

- 第一条** この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- （施行期日）**
附 則（令和二年一二月二三日内閣府令第七五号）抄

（施行期日）
附 則（令和五年五月二六日内閣府令第五〇号）抄

- 第一条** この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

別紙様式(第八条関係)

(日本産業規格A4)

対象議決権保有届出書

年月日

金融庁長官 殿

商号、名称又は氏名 (イ)

本店所在地、住所又は居所 (イ)

届出義務発生日 年月日(ロ)

第1 提出者が対象議決権を保有する金融商品取引清算機関に関する事項

金融商品取引清算機関の商号	
本店の所在地	

第2 提出者に関する事項

1 提出者(対象議決権保有者)(ハ)

※ 1 個人	2 法人		
(ふりがな)			
商号、名称又は氏名			
(ふりがな)			
本店所在地、住所又は居所	〒		
個人	生年月日 年月日 (ふりがな)		
		勤務先名称	
人	職業		
		勤務先住所	
法人	設立年月日 年月日 (ふりがな)		代表者役職
		代表者名	
事業内容			
事務上の連絡先及び担当者名			
		電話番号	

2 保有目的(ニ)

3 対象議決権保有割合	
対象議決権保有者になった日	年月日
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)

4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約(ホ)

第3 共同保有者に関する事項

1 共同保有者(ヘ)

※ 1 個人	2 法人		
(ふりがな)			
商号、名称又は氏名			
(ふりがな)			
本店所在地、住所又は居所	〒		
個人	生年月日 年月日 (ふりがな)		
		勤務先名称	
人	職業	勤務先住所	
法人	設立年月日 年月日 (ふりがな)		代表者役職
		代表者名	
事業内容			
事務上の連絡先及び担当者名			
		電話番号	

2 対象議決権保有割合

保有議決権数 個(総株主の議決権に対する割合 %)

第4 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者(ト)

1	21	41
2	22	42
3	23	43
4	24	44
5	25	45
6	26	46
7	27	47
8	28	48
9	29	49
10	30	50
11	31	51
12	32	52
13	33	53
14	34	54

15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合(チ)

保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
--------	--------------------

(注意事項)

1 一般的事項

イ この様式において「議決権」とは、法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。
 ロ 記載事項のうち「第2 提出者に関する事項」には、提出者の議決権の保有状況について記載し、「第3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の議決権の保有状況について記載し、「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合のみ、提出者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」及び「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。

ハ 対象議決権保有届出書(以下この様式において「届出書」という。)の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の届出書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これららの議決権の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。

ニ ※のある欄は、該当する番号を○で囲むこと。

ホ 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書きで併せて記載することができる。

2 個別事項

(イ) 商号、名称又は氏名及び本店所在地、住所又は居所

(1) 届出書の提出者本人(代理人が提出する場合には当該代理人)の商号、名称又は氏名及び本店所在地、住所又は居所を記入すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書に1通につき1通ずつ添付すること。

(2) 届出書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その商号、名称又は氏名及び本店所在地、住所又は居所を届出書に記入すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為

につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。

(3) 「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称及び代表者の役職氏名を記入すること。

(ロ) 届出義務発生日

対象議決権保有者となった日を記載すること。

(ハ) 提出者(対象議決権保有者)

(1) 「1個人、2法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。民法上の組合その他の法人格を有しない組合又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権を所有し、又は法第27条の23第3項各号に掲げる者に該当する業務執行組合員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を届出書の「4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。

(2) 提出者が個人の場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。

(3) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

(4) 「事業内容」欄には、届出書の提出義務が生じた日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(二) 保有目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(ホ) 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約

保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約、その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている議決権の数量等、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

(ヘ) 共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、(ハ)に準じて記載すること。

(ト) 提出者及び共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の商号、名称又は氏名のみを記載すること。

(チ) 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。